

青森県報

第二千二百二十八号

平成十五年
九月十九日
(金曜日)

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………(企画課) ……八

型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……九

告 示

青森県告示第六百一十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、名川町長から名川町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十五年九月二十日からその効力を生ずるものとする。
平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡名川町

大字福田字十手河原二の一、二の一、二、字坪ノ内一五の四、一六の一、一七の三、大字森越字大宮四の五、字落田二の三、四の二、字高畑五の三、九の三、二四の四、二五の三、二五の五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を大字森越字森林に編入する。

大字森越字大宮一七の二、字森林二三三三の一部、二三四の一部、二五〇から二五四までの各一部、二八二の一部、二九六の一部、二九七の一部、三四〇の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部を字東平に編入する。

青森県告示第六百一十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、名川町長から名川町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十五年九月二十日からその効力を生ずるものとする。

目 次

字区域の変更……………	(市)	一
右 ……	(同)	一
右 ……	(同)	二
右 ……	(同)	三
右 ……	(同)	三
クリーニング師試験の施行……………	(業務衛生課)	三
保安林の指定施業要件の変更予定……………	(林政課)	四
青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程……………	(同)	四
海岸保全区域の指定の一部改正……………	(漁港漁場整備課)	四
自動車専用道路の指定……………	(道路課)	五
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(文化・スポーツ振興課)	五
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営振興課)	五
右 ……	(同)	六
右 ……	(同)	七
換地処分……………	(農村整備課)	八
右 ……	(同)	八
右 ……	(同)	八

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡名川町

大字福田字坪ノ内一六の三、字東平一の三、一の四、大字森越字大宮一の二、二、三の一、四の一、八の一、八の三、九、一二の一、一二の二、一四、一七の一、二二の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を大字森越字東平に編入する。

青森県告示第六百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、福地村長から福地村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十五年九月二十日からその効力を生ずるものとする。
平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡福地村

大字福田字小中島一の二、一の三、四、五の一、五の二、六、七、八の一、八の二、九の一、九の二、一〇の一部、一一、一二の一の一部、一二の二の一部、一三の一部、一五から一七までの各一部、一八の一、一八の二の一部、一九、二二、二二の二の一部、二三の二の一部、二六の一部、二八、二九の一、三〇の一、四七の一部、四八、四九、字坪ノ内四の二の一部、四の三の一部、七の一部、七の二、一〇の一部、一一の二から一一の四まで、一三の一、一五の二の一部、一五の二、一六の一の一部、一六の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部及び字久保田一、二の一に隣接する字薬師平の道路である国有地の全部を字久保田に編入する。

大字福田字館五五の二、字堀向三二の二、字松ノ木一の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに字小池二三、四五に隣接する字館の道路である国有地の全部、字小池一四、二二の地先の字館の道路である国有地の全部、字小池四四、

六一、七四、八七、一〇一、一一七の地先の字堀向の道路である国有地の全部、字小池一三一、一四六、一六四、一七八の地先の字下平の道路である国有地の全部を字小池に編入する。

大字福田字宗前長根一、五の二に隣接する字古館の道路である国有地の一部及び字宗前長根五の二の地先の字小中島の道路である国有地の一部を字宗前長根に編入する。

大字福田字野田一の二、一の三、一の四の一部、大字森越字森林一〇の一、二〇の二、二〇の三の二、二〇の四の二、二二八の二、二九三の二、三三四の二、三三五の二、三三六の二、字久保田六の一、六の二、八の一、八の二、九、一一、一二の一部、一三の一部、二二の一部、二二の二、二二の三、二五、二八、三三から三五まで、三六の一部、五一、五四の一、五四の二、五五の一、五五の二、五八、六六から六九まで、七一、七二の一部、七三の一部、八五の一部、八八、八九、九八、一〇一、一〇三、一〇五、一〇六、一〇八、一〇九の一部、一一七の一部、一二〇から一二二まで、一二四から一二六まで、一二八から一三〇まで、一三三、一三四、一三五の一部、字小中島一〇の一部、一二の一の一部、三二の一部、三八の一部、四三の一部、四五から四七までの各一部、字坪ノ内一、三の二、四の一、四の二の一部、四の三の一部、七の二の一部、一〇の一部、一五の一部、一七の一、字十手河原の一、一の二、一の四、一の五、二の二から二の八まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を字高畑に編入する。

大字福田字小中島一〇の一部、一二の一部、一二の二の一部、一三の一部、一五から一七までの各一部、一八の二の一部、二二の二の一部、二三の二の一部、二六の一部、二九の二、三〇の二、三二の一部、三五、三七、三八の一部、四三の一部、四五の一部、四六の一部、字宗前長根五の二の一部、字高畑一一六の一部、一一八の一部、一二〇の一部、一二二の一部、一二四の一部、一二五から一二八まで、一三〇から一三三まで、一三七、一三八、一四〇から一四三まで、字古館一七の一部、一七の二の一部、一七の三、一七の四の一部、二〇の二の一部、二〇の二の一部、二八から三一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を字野田に編入する。

大字福田字宗前長根一二の二、一二の三、一三の三、一七の二から一七の四まで、二七の三から二七の七まで、字古館六の一の一部、七の二の一部、九の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字橋場一の一、二の一、四の二に隣接する字町頭の道路である国有地の一部、字宗前長根一に隣接する道路である国有地の全部を字橋場に編入する。

大字福田字坪ノ内一六の一の一部、字矢崎館二から四までの各一部、大字森越字大宮一の一、字東平三五の三、三五の四、三六の二及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部並びに字東平一の二に隣接する字坪ノ内の水路である国有地の全部を字東平に編入する。

大字福田字西久根一の一部、二〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部を字古館に編入する。

大字福田字東平五の二の一部、七の一部、八の二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字矢崎館四に隣接する字東平の水路である国有地の一部を字矢崎館に編入する。

青森県告示第六百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、福田村長から福田村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十五年九月二十日からその効力を生ずるものとする。

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡福地村大字福田

字薬師平六の一、六の三及び一五、一九の一、一九の二、一九の五に隣接する道路である国有地の一部並びに字宗前長根二二、二三、三五の一、三六に隣接する字宗前長根の道路である国有地の全部、字ヲヤベタ七の一の地先の字宗前長根の道路である国有地の一部を字ヲヤベタに編入する。

字三学森七の一六、七の一七、一一、一五の三、一六の一、一六の三、一八の一、二二、二二の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに字小谷地一の一、一の三、一の四に隣接する字三学森の道路である国有地の一部を字小谷地に編入する。

青森県告示第六百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、福

地村長から福地村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十五年九月二十日からその効力を生ずるものとする。

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡福地村

大字森越字森林二二八の三、大字福田字十手河原二の九、二の一〇、字坪ノ内一三の二、一五の三、一七の二及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部を字高畑に編入する。

青森県告示第六百六号

平成十五年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）第五条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十五年十一月七日（金）

2 場所 青森市大江字三好二二〇の二三

青森県クリーニング生活衛生同業組合会議室

二 受験願書受付期間

平成十五年十月三日（金）から同月十七日（金）まで。ただし、郵送による場合は同月十七日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部薬務衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各健康福祉こどもセンター保健部（保健所）又は青森県健康福祉部薬務衛生課生活衛生グループで配布する。

青森県告示第六百七号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和四十六年三月十五日農林省告示第四百四十八号、昭和四十六年三月十九日農林省告示第四百九十六号、昭和四十六年三月三十日農林省告示第七百八号、昭和四十七年十月二十三日農林省告示第九百四十二号、昭和四十七年十二月五日農林省告示第二千二百八十五号、昭和四十七年十二月二十三日農林省告示第二千四百五十九号

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課並びに係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第六百八号

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材売払規程（昭和三十八年四月青森県告示第二百四十六号）の一部を次のように改正する。
第二号様式の第九条中「冊9. 75「パーセント」」を「冊3. 6「パーセント」」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第六百九号

昭和三十九年九月十七日青森県告示第八百四十六号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

沿岸名	陸奥湾
漁 港 名	蓬 田
地区海岸名	郷 沢
地先海岸名	郷 沢
指定場所	東津軽郡蓬田村大字蓬田、大字郷沢地内及び地先指定区域
指定区域	基点一、二、三及び補助点二、一並びに基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域
基点及び補助点の表示	基点一 蓬田橋右岸橋台東端部中心から 一〇度 三八五メートル 一号表示杭
	基点二 基点一から 一七七度 三九五メートル 二号表示杭
	基点三 基点二から 一八二度 三七三メートル 三号表示杭
補助点一	基点一から 八九度 一四〇メートル
補助点二	基点二から 八九度 一四〇メートル

を

路線名	指定する道路の部分	指定する期日	陸奥湾	蓬田	郷沢	郷沢	指定場所
			漁港	郷沢	郷沢	先	東津軽郡蓬田村大字蓬田、大字郷沢地内及び地
							指定区域
							基点一、二及び補助点二、一並びに基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域
							基点及び補助点の表示
							基点一 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇番六六（北緯四〇度五九分八秒五、東経一四〇度三九分一六秒八）に設置された標柱（原点）から一七六度三二五メートル
							基点二 原点から一七六度七二二メートル
							二号表示杭
							補助点一 基点一から八二度一三〇メートル
							補助点二 基点二から八二度一四〇メートル

に改める。

青森県告示第六百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定するので、同条第四項前段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名 指定する道路の部分 指定する期日

県道
青森東インタ
線

青森市大字諏訪沢字松代一四八の一から
青森市大字三本木字川崎一六三の三まで

平成 五・九・一九

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成十五年九月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コモンウインドむつ

三 代表者の氏名
齋藤 哲也

四 主たる事務所の所在地
むつ市

五 定款に記載された目的

この法人は、風力発電に関する事業及び、自然環境の保全に関する事業を行うことによつて、広く公益に貢献することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ガーラタウン・アオモリウエストモール A・B棟
 青森市三好二丁目三の一九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 1 株式会社宝来商事
 青森市奥野一丁目三の二二
 代表取締役 高森邦夫
- 2 株式会社ナリタ
 青森市桜川六丁目二の四
 代表取締役 成田勝雄
- 三 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗 小売業を営む者 の開設に 関する 事項	大規模小売店舗の営業時間 （開店時刻及び閉店時刻） 午後九時～午後十時 （年間百二十日に限り）	株式会社マエダ 他十二者（A棟） 開店時刻（午前八時～午後十時） 一日・祝祭日及び八月十一日・ 及び八月十七日 から八月三十一日に限り 閉店時刻（午後九時） 閉店時刻（午後九時）	平成 一五・九・七
来客が駐車 場を利用す ることがで きる時間帯	午前九時三十分から午後八時三十分（年間百二十日に限り）午後九時三十分）まで	午前九時三十分（一日・祝祭日及び八月十一日・ から八月十七日及び八月三十一日に限り）午後九時三十分）まで ただし、駐車場の一部は二十四時間	〃

- 四 届出年月日
平成十五年八月二十九日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

- 2 期間
平成十五年九月十九日から平成十六年一月十九日まで
 - 3 時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
 - 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
 - 1 提出期限
平成十六年一月十九日
 - 2 提出先
青森県商工労働部経営振興課
 - 3 記載事項
 (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由
 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。
- ~~~~~
- 大規模小売店舗の変更の届出
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
- 平成十五年九月十九日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン下田ショッピングセンター
上北郡下田町字中野平四〇の一
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三
変更しよつとする事項

下田タウン株式会社
上北郡下田町字中下田一三五の二
代表取締役社長 横田稔弘

大規模小売店舗の店舗面積の合計	大規模小売店舗の店舗面積の合計	大規模小売店舗の店舗面積の合計	大規模小売店舗の店舗面積の合計			変更年月日
			大規模小売店舗の店舗面積の合計	大規模小売店舗の店舗面積の合計	大規模小売店舗の店舗面積の合計	
三七、九八五平方メートル	三、六六二台	二〇四立方メートル	二〇四立方メートル	二二〇四立方メートル	二〇四立方メートル	平成 一六・四・三
四〇、五〇〇平方メートル	三、八〇〇台	二六四立方メートル	二六四立方メートル	二六四立方メートル	二六四立方メートル	平成 一六・三・五

四
届出年月日
平成十五年八月二十日

五
届出書及び添付書類の縦覧

1
場所
青森県商工労働部経営振興課及び下田町役場

2
期間
平成十五年九月十九日から平成十六年一月十九日まで

3
時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

六
意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十六年一月十九日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営振興課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
平成十五年九月十九日

- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア大間店
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
 - 三 変更しよつとする事項

大規模小売店舗 の施設の運営方 法に関する事項	区分	変更前	変更後	変更年月日
駐車場の自動 車の出入口の数 及び位置		三か所	二か所	平成 一六・六・五

四 届出年月日

平成十五年九月四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び大間町役場

2 期間

平成十五年九月十九日から平成十六年一月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年一月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

福田上地区の県営土地改良事業に係る福田工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、福田上地区の県営土地改良事業に係る沢工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、福田上地区の県営土地改良事業に係る森越工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十五年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月十九日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

青森県公安委員会規則第八号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第一号中「これに接続する一般国道四十五号（自動車専用道路の区間に限る。）」を「道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年九月二十八日から施行する。

青森県公安委員会告示第五十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月十九日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRモグッテお宝FC	奥村遊機株式会社
"	CRモグッテお宝H	"
"	CRモグッテお宝HC	"
"	CRモグッテお宝F	"
"	CRファイバー鉄戦騎MX	株式会社ダイドー
"	CRおさかな物語MA2	株式会社ニューギン

"	"	"	"	回胴式遊技機	"	"
ビガーZ	ワンダーセブン	コウヤノマンボウ	ナンゴクソダチ・30	ナンゴクソダチ	CRおさかな物語MB	CRおさかな物語MA
株式会社エマ	アビリット株式会社	"	"	株式会社オリンピア	"	"

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭